

■平成26年4月30日及び、5月1日の2日間において、不法投棄ゴミパトロールを実施しましたので、結果をお知らせします。

雪解け後の4月は、不法投棄ゴミが多い時期であり、不法投棄の抑制・減量を目的に北見市内における常呂川及び無加川の堤防周辺と河岸で不法投棄ゴミパトロールを実施し、家庭ゴミや家具・ふとん・タイヤ等を発見し回収しました。

◆実施場所：北見市東8号～西10号の常呂川と無加川の左岸堤防周辺及び河岸
北見市光葉町の常呂川左岸と無加川常盤橋～西10号右岸の堤防周辺と河岸

◆実施結果（ゴミの種類と量）

家庭ゴミ32袋、ふとん1枚、小型家電2個、小型家具8個、ソファ2台、カーペット6枚、タイヤ7本、ゴルフバッグ1個、自転車1台、スクーター1台 など。



※年間を通じた通常の河川巡視においても不法投棄ゴミの発見に努め、不法投棄者が判明した場合には警察に通報するなど厳しく対応しています。

河川敷地への不法投棄は法律により厳しく罰せられます。

- ・ 3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金（河川法施行令）
- ・ 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金 またはその両方（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）